

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、3か月に1度、全戸検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1度検査。特に、このうち4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

② 乳

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、2週間に1度検査を実施。